

第1回	横浜市戸塚区地区センター及び横浜市戸塚公会堂指定管理者選定委員会議事録
日 時	平成27年6月22日（月）午後3時30分～5時20分
開催場所	戸塚区役所8階 中会議室3
出席者	大崎委員、柴田委員、常盤委員、吉田委員、藁科委員 区) 地域振興課長 高嶋 区民利用施設担当係長 加藤、栗原、古尾谷 局) 横浜市政策局共創推進課 有馬
欠席者	なし
開催形態	公開（傍聴者6人） 公募要項及び選定評価基準の検討については、非公開、傍聴者退出。
議 題	1 委員長及び職務代理者の選出について 2 横浜市戸塚区地区センター及び横浜市戸塚公会堂指定管理者選定委員会概要の説明について 3 委員会の公開・非公開について 4 指定管理者公募要項等の内容について
決定事項	1 委員長及び職務代理者の選出について 常盤委員を委員長、柴田委員を職務代理者に選出 2 横浜市戸塚区地区センター及び横浜市戸塚公会堂指定管理者選定委員会概要の説明について 委員会概要と今後のスケジュールを確認 3 委員会の公開・非公開について 公募要項及び選定評価基準の検討については、選定等に直接影響があるため非公開とする。 4 指定管理者公募要項等の内容について (1)横浜市戸塚区地区センター及び横浜市戸塚公会堂指定管理者 各公募要項(案)について原案承認 (2)横浜市戸塚区地区センター及び横浜市戸塚公会堂指定管理者 各評価基準項目(案)について原案承認 (3)横浜市戸塚区地区センター及び横浜市戸塚公会堂指定管理者 各仕様書(案)についても原案承認 (3)評価基準、プレゼンの時間について ・最低評価基準は100点満点のうち、7割とする。 ・選定委員会運営要綱第7条第4項に基づき、会議の議事は過半数で決し、可否同数のときは、議長が決することとする。 ・1団体あたり30分の配分(プレゼン10分、質疑応答10分、審議10分)のうち、プレゼン、質疑応答までは公開、審議は非公開とする。 5 議事録の公表について 区ホームページ等で公表することに承認。ただし、発言者の氏名は公表しない。

委員意見等	<p>1 横浜市戸塚区地区センター及び横浜市戸塚公会堂指定管理者選定委員会概要の説明と今後のスケジュールについて</p> <p>事務局) 今後のスケジュールは、公募要項等を配布後、8月下旬あたりで第2回選定委員会の審議を経て指定候補者を決定し、9月から準備を進め、12月に横浜市会に上程する。</p> <p>委員) 異議なし</p> <p>2 公募及び評価基準等について</p> <p>事務局) 戸塚地区センターと戸塚公会堂は同じ建物であり、1階に図書館もある施設。今回は戸塚地区センターと戸塚公会堂を合わせて運営を委託する指定管理者を公募する。</p> <p>大正地区センターは、評価基準項目4-4にあるように施設内のスペースを有効活用して青少年健全育成のための居場所づくりの提案をしてもらう(P9特記仕様書6(3))。戸塚区は子育て支援拠点が東戸塚、戸塚にあるが、南部にない状況。</p> <p>戸塚区独自に地区センター指定管理者選定の評価基準項目4-1に中間支援としての提案をしてもらうように項目を入れた。横浜市中期4か年計画の施策に「中間支援組織等による地域支援促進」が掲げられており、戸塚区として先駆けて評点に入れたいと考える。</p> <p>委員) 評価基準項目4-1のような中間支援としての役割を入れているのは新しく良いと思う。ただ、中間支援の役割を公募の時にどう説明をするのか?本質を理解させ、提案をうまく出させる工夫が必要。</p> <p>事務局) 説明会の時に説明をする。</p> <p>委員) 地区センターの開館時間が夜21時までで、働いている人には利用しづらい。戸塚地区センターでは、公会堂の開館時間が22時で、地区センターは21時となる。開館時間は規則で決まっているのか?事業者が時間延長の提案もできるのか?</p> <p>事務局) 地区センター条例第3条、地区センター条例施行規則第2条で地区センターの開館時間は9時から21時と決まっている。</p> <p>ただし、地区センター条例施行規則第2条2項及び3項により、開館時間を変更することは可能である。提案ができるように検討してみる。</p> <p>戸塚スポーツセンターで開館時間延長の事例がある。</p> <p>委員) 評価基準項目の9-1の審査資料は何か?</p> <p>事務局) P3公募要項の応募書類の中の貸借対照表等にあたる。</p> <p>委員) 今回は第3期の公募となるが、これまでの1期、2期で指定管理者が変更になった例はあるか?</p> <p>事務局) 大正地区センターである。</p> <p>委員) 中間支援については何を見ればわかるか?</p> <p>事務局) 横浜市中期4か年計画が市HPに掲載されている。施策18に該当。市民協働条例第2条に中間支援組織の定義がある</p>
-------	--

	<p>委員) 子どもや高齢者、障害者など多様な人が利用する施設。多世代交流の提案があればいいと思う。評価基準項目6で評価するのか？</p> <p>事務局) 評価基準項目4、5、6は配点を厚くしている。</p> <p>委員) 文言を変更するのではなく、説明をすればよい。</p> <p>事務局) 何かあれば変更する。</p> <p>委員) 評価基準項目5-1に「地域特性を活かして」と入れてほしい。別のところに書いてはあるが、ここに繋がらない。</p> <p>事務局) 追記いたします。</p> <p>委員) 地区センターを見に行けるのか？</p> <p>事務局) いつでも見学可能。言っていただければ、同行も可。</p> <p>委員) ケアプラザでも子育て支援などを行っているが、行政の分担はあるか？</p> <p>事務局) 重なるところはあるが、多世代交流はどの施設にも必要。そのような提案を受け入れることができるように説明を行う。</p> <p>事務局) 最低基準の割合だが最低合格ラインを6割とするところが多い。戸塚区は市民サービス等に繋がる質の高いご提案を望みたいので、7割としたいと考えているがいかがか。前回は7割を超えている。万が一、7割に至らなかった場合は、2つの方法が考えられる。①不調としてやり直し、②付帯条件をつけて決定する。</p> <p>委員) 7割で異議なし。</p> <p>事務局) 同点の場合は、選定委員会運営要綱第7条第4項に基づき、会議の議事は過半数で決し、可否同数のときは、議長が決することとする。</p> <p>委員) 異議なし</p> <p>事務局) 第2回選定委員会だが、プレゼンテーション10分、質疑応答10分までは公開とし、審議は非公開としたいがいかがなものか。</p> <p>委員) 異議なし</p> <p>事務局) 議事録の公表について、区ホームページ等で公表する。ただし、発言者の氏名は公表しない。</p> <p>委員) 了承</p> <p>委員) 複数の法人が指定管理をとることは可能なのか</p> <p>事務局) 可能</p>
特記事項	次回は、8月27日(木)、28日(金) 区役所8階中会議室2にて開催予定